

第5回 歯科医療の専門性に関するワーキンググループ	資料1
平成28年5月13日(金)	

## 歯科医師の資質向上等に関する検討会

### 歯科医療の専門性に関するワーキンググループの方向性(案)

#### I 国民が求める歯科医療の多様化に対応しつつ、安全・安心な歯科医療を提供するために必要な歯科医療の専門性について

##### 1) 求められる歯科医師像について

- 歯科医師は学部教育、臨床実習、国家試験、臨床研修等を通じて養成され、多くはいわゆる一般歯科医(GP general practitioner)として特定の分野に関わらず総合的に歯科医療を提供している。しかし高齢化の進展に伴い、基礎疾患を有する者や歯科医療機関に来院できない者が増加しており、これまでの歯科診療所等でのう蝕や歯周病等の歯科治療に加え、在宅等における侵襲度の高い歯科治療やハイリスク患者へ対応可能な歯科医師へのニーズが高まっている。
- 大学、診療所、病院等の勤務形態に関わらず、すべての歯科医師が生涯にわたり能動的に自己研鑽を積むことが重要である。また、関係団体は、当該歯科医師の研鑽を支援することが期待される。
- 歯科医師は安全・安心な歯科医療を提供するために、医療安全や感染対策等にかかる研修を受講し対策を講ずるとともに、職員への教育を行うことが重要である。

##### 2) 歯科医師の研鑽の場について

- 歯科における研修は歯科医師会、学会、大学同窓会、民間団体等の各団体によって実施され、研修内容や修了基準は主催者によって独自に設定されている。各団体の研修の特徴として、例えば歯科医師会では、幅広い研修が多数開催されているものの座学中心であること、学会では専門分野に特化した研修が行われているが研修会の回数が乏しいこと、民間主催のセミナー等は研修内容の質と回数ともに玉石混濁であることといったことが挙げられる。このため、研修修了者の到達度が異なる、研修対象者が各団体の構成員に限定するものも多い、といった問題が生じており、

複数団体が積極的に連携して研修を共催することで、研修の質が担保されるとともに受講機会が拡大されることが期待される。

- 歯科診療所は小規模なものが多いため、歯科診療所単体で独自に行う研修の機会は少なく、また他の職員からもたらされる研修に関する情報が入りにくい傾向にある。
- このため歯科医師は、学会、大学医局・同窓会、歯科医師会等に所属し、研修や新たな歯科医療に関する知識・技術等に関する研修等の情報を得ることが期待される。
- また、研修等を主催する団体は、歯科医師に対して広く情報提供ができるような方策についても検討すべきである。
- なお、高齢化の進展に伴う新たなニーズへの対応は、歯学部教育、国家試験、臨床研修から始まる生涯研修等において一貫して取組むことが期待される。

### **3) 歯科医師の自己研鑽の在り方について**

- 歯科医師の自己研鑽にかかる制度を考える際には、研修対象者や研修修了者の到達度等をあらかじめ定めた上で、研修内容及び研修時間、取得すべき単位等に設定すべきである。
- 例えば、医療安全、感染対策、救命、歯科訪問診療、倫理、関係法規等については、所属する団体や学会に関わらず、すべての歯科医師が標準的な内容として、繰り返し研修を受講すべきである。
- 生涯研修における自己研鑽の在り方は、歯科医師を取り巻く課題を共有しながら、検討していくことが望まれる。

### **4) 求められる歯科医療の提供について**

- 従来から国民からの強い要望として、すべての歯科医療機関は、職員への教育も含め、医療安全や感染対策等が講じられ、安全・安心な歯科医療を提供することが求められる。
- 新しい歯科医療の専門性として、一般的な歯科治療に加え、在宅における侵襲度の高い歯科治療や基礎疾患を持つ患者への歯科治療の提供を望む意見がある。

## II 歯科医療の中で既に位置づけられている専門医（広告できないものも含む）について どのように考えるか。

### 1) 各学会において認定されている専門医について

- 専門医として求められる知識・技能等の認定基準は各学会が独自に設定しており、養成される専門医のレベルが異なっている。
- 専門医制度を運用する学会が多く、専門性資格の表示を見ても、その専門性の内容や水準が国民のみならず歯科医師にとっても判断しづらいものもある。
- 各学会の専門医制度について、研修内容や専門医認定にかかる客観的な評価方法、評価基準等を設定する必要がある。
- 各学会の認定する専門医制度の評価は、第三者的組織によって行われるべきであるとの意見がある一方で、第三者的組織にこだわらず既存の団体によって速やかに取り組むべきとの意見もあり、評価の在り方については今後も議論が必要である。

### 2) 歯科医療の専門性・専門領域について

- 専門医制度は、国民にとって受診に資する情報のひとつであるとともに、歯科医師にとって当該専門性における経験を深める自己研鑽の方策のひとつである。
- 国民が求める専門性と歯科医師が求める専門性は分けて議論をすべきである。
- 近接・類似する領域の専門医制度の在り方等については、当該専門領域に求められる知識や技術の難度、特殊性などを踏まえ、関連する諸学会や歯科医師会等で検討されるべきである。
- 歯科医師の約9割の勤務場所は歯科診療所であるが専門医制度認定施設は主に大学であること、歯科医師は専門性資格を有していても多くは当該専門性に関わらず一般歯科診療に従事していること、専門医取得割合が約1割であること等を踏まえると、「すべての歯科医師が1つ以上の専門医を取得すべき」とすることは、現時点では困難である。

### 3) 専門医の養成・認定・更新について

- 専門医の養成の在り方については、学会間での相互認定等も含め、学会や歯科医師会等で検討されるべきである。
- 専門医の養成・認定・更新にあたっては、勤務しながら取得・更新できること、特定の理由（妊娠、出産、育児、介護、留学等）に配慮がなされていることが望まれる。

### Ⅲ 専門性についての情報の在り方について

#### 1) 歯科分野における「広告が可能な医師等の専門性に関する資格（※）」について

※口腔外科専門医、歯周病専門医、歯科麻酔専門医、小児歯科専門医、歯科放射線専門医

- 専門性に関する医療広告やウェブサイト等における専門性に関する情報提供は、あたかも高い専門性を有する資格であるような誤解を与える例がある等の指摘がある。

研修等の主催者や認定を行う団体、出版社等は、医療広告に関する法令やガイドライン等が十分周知されるよう努めることが望まれる。
- 国民側も医療広告やウェブサイト等の情報をよく吟味し取捨選択することが望まれる。
- 広告できる専門性資格は、告示に示された外形基準と併せて、国民の受診の観点等も踏まえ透明性を持って評価されるべきである。

#### 2) 歯科分野における「広告することができる診療科名（※）」について

※歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科

- 標榜できる診療科名と広告できる専門性資格と混同している者も多い。これらの関連については今後検討していくことが望まれる。

#### 3) その他、歯科医療の専門性にかかる情報提供について

- 「医療安全対策が充実している施設」「自己研鑽の内容」「当該専門性資格の水  
準」等の情報提供については、自己研鑽や専門医制度の在り方も踏まえ、今後検討  
していくことが望まれる。

#### IV 関係団体による協議

- これまでのワーキンググループの中で、歯科医療の専門性について十分議論され  
一定の方向性を得る段階には至っていないことから、関係団体、学会、大学、第三  
者を交えた協議の場を設定し、歯科医療の専門性のあり方等について引き続き検討  
を行うことが必要である。
- 歯科医師は主に診療所で働いており、矯正等の自費診療の多い領域を除いては、  
たとえ専門性を有している歯科医師であっても、多くは自らの専門性に関わらず一  
般歯科診療を提供している。歯科医療の専門性に関する検討をする際には、このよ  
うな勤務の実態、歯科医療の提供体制を踏まえることが重要である。
- 協議は 1～2年を目処とし、下記について検討することが期待される。
  - ① 在宅等における侵襲度の高い歯科治療やハイリスク患者へ対応可能な歯科医師  
の養成の在り方
    - ・既存の専門医制度の在り方等も踏まえ、養成にあたりどのような研修内容や評  
価方法とすべきか。
    - ・専門医として制度化することについてどのように考えるか。
  - ② 歯科医師の自己研鑽の方策や、研修についての情報提供の在り方
    - ・歯科医師に質の良い研修を数多く提供するために、例えば、主催者、研修対象、  
研修施設、研修目標、研修内容、研修回数等をどのように設定すべきか。
    - ・歯科医師に幅広く情報提供するには、どのようにすべきか。
  - ③ 各学会の専門医制度について、客観的な評価方法、評価基準等の在り方
    - ・例えば既存の団体や第三者的組織を評価者とするについてどのように考え  
るか。
    - ・客観的な評価方法、評価基準はどのような内容や水準とすべきか。
  - ④ 近接・類似する領域における研修、認定の在り方

- ・専門性の乱立ではなく国民にも歯科医師にもわかりやすい領域とするために、近接・類似する領域の学会で研修を共催した上でひとつの専門医制度とする等についてどのように考えるか。
- ・このような仕組みとする場合に研修や認定をどのように行うべきか。

⑤ 国民に情報提供すべき歯科医療の専門性及び専門性資格とその評価の在り方

- ・安全・安心な歯科医療機関、歯科医師の自己研鑽の内容と水準等をどのように国民に情報提供すべきか。
- ・広告できる専門性資格について、国民の受診の指標とするために、関係団体は意見聴取の段階でどのような基準で評価すべきか。